

一般社団法人 日本CPサッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本CPサッカー協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、脳性まひ者7人制サッカー競技の普及・発展、競技力向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 脳性まひ者7人制サッカーの普及の促進
- (2) 脳性まひ者7人制サッカーの競技力向上の促進
- (3) 脳性まひ者7人制サッカーの選手・指導者等の育成
- (4) 脳性まひ者7人制サッカーの大会開催
- (5) 脳性まひ者7人制サッカーの国際大会への参加
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 公告の方法

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第4章 関連団体への加盟

(団体への加盟)

第6条 当法人は、目的達成のため、関連団体に加盟することができる。

第5章 社員

(法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の事業に賛同する社員をもって構成する。

(経費等の負担)

第8条 社員は、別に定める当法人への基金を拠出し、入会金及び年会費を納めなければならない。

2. 基金については、別に定める規定に基づき返還する。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 社員がその資格を喪失したときは、当法人における社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及び基金を除く拠出金品は、これを返還しない。

(入社)

第10条 当法人の社員として入社しようとする者は、別に定めるところにより申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第11条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第12条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第13条 前条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が6か月以上されなかったとき
- (2) 社員全員が同意したとき

第6章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 基金、入会金及び会費の額
- (2) 社員の入社及び除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の基準及びその額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属先の決定
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示し、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、社員の互選により決定する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は、社員総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

(決議の省略)

第 22 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

2. 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 2 名以内を副会長とすることができる。

3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とする。

4. 第2項の副会長のうち1名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3. 会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第28条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、引き続き理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において、別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬などとして支給することができる。

第8章 理事会

(理事会の構成)

第31条 当法人に理事会を置く。
2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。
(1) 法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長の選定及び解職
(4) 業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、議長は互選により決定する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定に関わらず、「法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 基金

(基金)

第36条 当法人は、社員が拠出する基金のほか、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 前項の基金については、別に定める規定により返還することができる。

第10章 事業部

(事業部)

第37条 当法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき、事業部を置くことができる。

2. 前項の規定による事業部の組織及び運営に関する規定は、理事会が定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支計画)

第39条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の制限）

第41条 当法人は、当法人の社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第12章 事務局

（事務局）

第42条 当法人の事務を処理するために事務局を置くことができる。
2. 事務局に職員を置くことができる。

（事務総長）

第43条 事務局の最高責任者として事務総長を置くことができる。
2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。

第13章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余資産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 47 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都足立区加平 3 丁目 3 番 1 7 号

ライオンズステーションプラザ北綾瀬 6 0 7 号

氏名 丸山 直樹

住所 神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目 9 2 4 番地

小杉 E K ビル 3 0 4

氏名 神 一世子

住所 岐阜県羽鳥市正木町須賀赤松 2 6 3 1 番地

氏名 栗本 裕也

(設立時の役員)

第 48 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 丸山 直樹

神 一世子

栗本 裕也

設立時監事 月輪 淳紹

(設立時の代表理事)

第 49 条 当法人の設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時代表理事 丸山 直樹

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 51 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本 C P サッカー協会を設立のため、設立時社員 3 名及びその定款作成代理人である行政書士 伊藤 健太は、電磁的記録である定款を作成し、電子署名する。

平成 28 年 1 月 27 日

| | | |
|-------|----|---|
| 設立時社員 | 住所 | 東京都足立区加平3丁目3番17号 ライオンズステーションプラザ北綾瀬607号 |
| | 氏名 | 丸山 直樹 |
| 設立時社員 | 住所 | 神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目924番地 小杉EKビル304 |
| | 氏名 | 神 一世子 |
| 設立時社員 | 住所 | 岐阜県羽鳥市正木町須賀赤松2631番地 |
| | 氏名 | 栗本 裕也 |

上記代理人 行政書士 伊藤 健太